

1 緊急事態条項について

おさべ； 菅官房長官は、熊本地震の発生を受け、緊急事態条項を設ける改憲について「極めて重く大切な課題」と述べた。自民党の日本国憲法改正草案における緊急事態条項は、内閣への権限集中により立法権、財政権を国会から取り上げ、首長に命令するものであり、まさに戒厳令と言わなければならないものであるが、今回のような地震対応のために、緊急事態条項を設ける改憲の必要性について知事の所見を伺う。



知事； 災害は一度たりとも同じ顔をしていない。震災や災害時に、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設することは重要と考える。そのうえで、災害時に権限が強化されるべきなのは、国なのか地方自治体なのかという点も含めて、憲法で定めるのか、法律で定めるのかについて、十分に議論すべきものと考えている。

2 TPPについて

おさべ； 報道によれば、森山農林水産相は、TPPの関税交渉で「聖域」と定めた重要5項目の全品目について、実質的に関税の撤廃か削減があったことを明らかにしたとある。農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を求めた国会決議に違反の懸念が極めて強くなっていると考えているが、知事の所見を伺う。



知事； 政府は、特別委員会で、「国会決議を背景に厳しい交渉を行って、関税撤廃の例外を勝ち取っており、決議にかなうものである」との趣旨の答弁をしていると承知している。県としては国会決議の当事者ではないので判断は困難と考える。

おさべ； T P P 協定には、発効 7 年後の関税等の再協議規定があり、安倍首相は、「求められても日本に不利な合意をする必要は全くない」、「再協議をしても国民生活を脅かす合意を行うことはない」と答弁している。米国などから関税撤廃などの要求がある場合、日本は本当に拒否できるのか疑問であるが、知事の所見を伺う。

知事； 国際交渉は、国が専門能力を有する機関を通じて、情報収集等を行った上で判断するものであり、県は、そうした機能も人員も有していないので、責任をもって判断することは困難と考える。

おさべ； 国の T P P の影響試算について、「G D P 13 兆円超押し上げ」は過大であり、「農林水産業への打撃 1300～2100 億円」は過小評価ではないかとの懸念が聞かれる。東大の鈴木教授も、G D P、農林水産物の生産額への影響について、国の試算と大きな隔たりがあると指摘しているように、この国の試算については、信頼性に欠けると考えるが、知事の所見を伺う。



知事； 試算自体は不可能ではないが、影響等の捉え方によって結果は大きく異なる。現時点において、TPP 協定による影響や国内対策の全容等が明らかにされておらず、国の試算だけでなく、全ての試算の結果については、信頼性に限界があるものと考えている。

おさべ； 国の影響試算によれば、米については、輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、生産減少額はゼロとされている。しかし、安価な輸入米の流通量が大幅に増加すれば、国産米価格への影響が懸念される所であり、影響がないとする試算は非現実的であると考えているが、米に関する国の影響試算について知事の所見を伺う。

知事； 国の影響試算については、現時点で判断することは困難。一般的には、数量が制限された中で輸入を行えば、輸入者は利益を確保するため国産米の水準に合わせて輸入価格を設定する蓋然性が高くなると予想され、その場合は米価への影響が小さくなることもありうるものと考えている。

おさべ； T P P に関しては、農林水産業への影響に対する懸念に加え、食の安全や国民皆保険などのルール分野は本当に守られるのか、I S D S (投資家・国家訴訟) 条項で日本政府が提訴され規制や制度改変を迫られる恐れはないのかなど、様々な懸念の声があ

る。これらについて、政府は十分な説明責任を果たすべきである。TPPに対する懸念が払拭されない中での批准は当然すべきでないと考えているが、知事の所見を伺う。

知事；TPP協定の効果や影響は国民生活に直結するものであるため、政府に対して、TPPによる効果・影響と国内対策について、十分な説明を早急に行うよう求めたところであり、国益を守れるか否かを総合的に判断したうえで、国会の批准の対応を決めるべきと考えている。

おさべ；TPPは、2年以内に全参加国が国内手続きを終えるか、それ以降なら日米を含む6か国以上が手続きを完了すれば発効する。しかし、米国の現状を見れば、発効は最速でも2年後以降になるとみられる。政府は、次期国会で採決したいとしているが、日本だけが急ぐ必要は全くないと考えている。むしろ、時間をかけて十分な議論をすることによって、国民の懸念を払しょくし、理解を深めるべきと考えているが、知事の所見を伺う。

知事；議員ご指摘のとおり、国会で十分な議論を行い、国民の懸念を払拭することが大切と考える。このため、政府に対して、その効果・影響と国内対策について十分な説明を早急に求めるとともに、どのような状況下にあっても、国益を守る対応をとるよう、改めて要望したところである。

3 原発問題について

おさべ；昨年8月、知事は全国知事会の危機管理・防災特別委員長として原子力規制委員会の田中委員長と面談し、原子力災害と自然災害に関する法体系の一元的見直し、高線量下で防災業務に従事する者に関する法整備、SPEEDI等予測的手法を活用する仕組みの構築などの課題への対応を要請しているが、現在の国の対応状況について知事の所見を伺う。

知事；去る3月、原子力関係閣僚会議において、「原子力災害対策充実に向けた考え方」が決定された。全国知事会の提言に応じて、初めて国から一元的かつ前向きな回答をもたらったものであり、これによって、実効性のある避難計画の策定に向けてスタートが切れたと認識している。議員ご指摘の課題については、関係府省の職員と連携して、引き続き、避難計画の具体化・充実化に向けた取り組みを進めてまいりたい。

おさべ；知事と田中委員長との面談の際には、UPZ内の住民を対象に安定ヨウ素剤が事前配布できるよう原子力災害対策指針を見直すことも要請されたと承知している。一方、先般、島根県においては、UPZ内の住民のうち、緊急時に速やかに配布を行ける

ことができない方などを対象に事前配布することを決定したが、このことについて、原子力規制委員会の対応を含め、知事の所見を伺う。

知事；現在の原子力災害対策指針においては、UPZ 内については、まずは屋内退避を実施し、避難の際に安定ヨウ素剤を配布することとされている。しかし、そもそも屋内退避指示が出ている中で、UPZ 内の住民が速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが可能なのか疑問であることから、指針の見直しが必要であると認識している。

福祉保健部長；現在の指針においては、PAZ 以外で事前配布が可能な地域は、PAZ と同様に予防的な即時非難を実施する可能性がある地域などに限定されており、島根県においても、指針に基づき事前配布する予定と承知している。

県として、安定ヨウ素剤については、UPZ についても基本的に事前配布とすることが望ましいと考えているが、事前配布に当たっては、市町村の多大な事務負担など多くの課題があることから、市町村等と十分な協議、調整を行うとともに、国に対して、事前配布する住民の範囲を含め、指針の見直しを要請している。

おさべ；去る3月11日、原子力関係閣僚会議において「原子力災害対策充実にに向けた考え方」が決定された。この決定は、全国知事会の提言に定めるものとされており、以前から知事が要請していた法改正についても必要に応じて検討する旨が記載されているようだが、このたび決定された考え方について、知事の所見を伺う。

知事；この決定は、原子力災害対策の充実にに向けた取り組みの中での必要な法改正の検討についても触れられており、初めて国から一元的かつ前向きな回答をもらったものだ。これによって、現在抱えている制度の欠陥の是正に向けたスタートが切れたものと受け止めている。

おさべ；原子力関係閣僚会議において「原子力災害対策充実にに向けた考え方」が決定された一方、その後に開催された原子力規制委員会では、あらためてSPEED Iを活用した住民避難は弊害が多いものとの考え方が示された。この原子力規制委員会の考え方について、知事の所見を伺う。

知事；原子力規制委員会は、事故が起こった際はいつ放射性物質が放出されるかわからないことを理由に、従前どおり、被ばくを前提とした現在の原子力災害対策指針や避難計画は変える必要がないとする考え方を維持しており、住民の理解が得られるか疑問がある。

防災局長；なぜ SPEEDI が活用されなかったかについて、政府事故調報告書によれば、①放射性物質の放出源情報が得られない場合には SPEEDI を非難に活用することはできないという認識の下、これを非難の実施に役立てるという発想を持ち合わせていなかったこと、②1時間ごとの放射性物質の拡散予測を行う短時間の累積計算を行ったものの、その結果を受け取った各機関のいずれも、具体的な避難措置の検討には活用せず、また、それを公表するという発想もなかったこと、などの理由があげられる。

おさべ；昨年8月、知事は、田中規制委員長に直接面談して、知事会として、原子力防災関係の諸事項について要請したが、1年近く経過した現在、解決に向けて、それらの要請事項は、原子力規制委員会としてはどのように対応してきていると考えるのか、知

知事；田中委員長との面談で確約を頂いた、全国知事会との意見交換は2月2日に実施した。しかし、昨年8月の要請事項に対しては、現在まで原子力規制からの回答はない。また3月11日の原子力関係閣僚会議で全国知事会の要望に対する方向性が示されたのを受け、内閣府と全国知事会との意見交換が開催されたが、原子力規制委員会は出席しなかった。原子力規制委員会には、今後も全国知事会全国知事会との意見交換を重ねるなど、真摯に対応して頂きたい。

おさべ；本県の原子力発電所の安全対策は、福島第一原発事故を踏まえ、重大事故は起こりうるものであるということを前提に、法制度や体制の整備等、国への要請も含め安全対策に取り組んでいる。田中委員長も規制基準を満たしていたとしても、「絶対安全とは言わない」と言っている。このことは、福島で起きたように、県土が放射性物質で汚染され、住民が一生故郷に帰れないような重大事故が起こりうるということであると、言わざるを得ないが、所見を伺う。

知事；人が行うことに何事も100パーセントはなく、議員指摘のような事態も発生しないとは限らない。

おさべ；熊本地震では、震度7の地震が2度発生し、屋内にいた住民に大きな被害をもたらした。市町村の避難計画では、UPZ内の基本的な防護対策は屋内退避であるが、熊本地震の状況を踏まえて、UPZ内の実効性ある避難計画について、知事の所見を伺う。

知事；議員ご指摘のとおり、熊本地震では、震度7の前震で倒壊を逃れた家屋に戻った住民が、その後の本震で犠牲になった。このような状況を踏まえれば、原子力災害との複合災害においては、大きな揺れが繰り返し襲うことも想定し、防護対策を講じること

が必要と考える。

防災局長；熊本地震を踏まえた対応について、同地震で明らかになったように、屋内退避の在り方について、いわゆる核シェルターの設置も含めて検討していくことが必要と考えている。また、屋内退避に加え、住民用防護マスクの配備等、UPZ における実効性のある避難計画について、市町村や関係機関と議論するとともに、課題解決のため必要となる法改正や財源措置等について、引き続き国に対応を求めてまいる。

おさべ；報道によれば、東京電力新潟本社の木村代表は、福島第一原発事故の避難者が取りやめを求めている柏崎刈羽原子力発電所のCMについて、「安全対策を説明するのは責務だ」として避難者の切実な声を無視し、継続していく考えを示した。大きな怒りとともに、違和感を覚えずにはいられないが、知事の所見を伺う。また、安全対策の説明をするのであれば、まずは県の技術委員会などで十分な説明をし、そこで確認してもらうのが筋であると考えているが、知事の所見を伺う。

知事；CM については、福島第一原発事故の原因や課題について伝えることなく、PR しているものであり、県民の信頼が醸成されるか疑問である。安全対策については、議員ご指摘のとおりであり、まずは東京電力には、県の技術委員会での検証に真摯に取り組んでももらいたいと考えている。

4 福祉教育問題について

おさべ；魚沼基幹病院は、看護師不足から当初予定より 1 病棟少ないまま運営され、看護師不足は魚沼圏域全体でも深刻である。また、南魚沼市民病院と小出病院は、看護師だけでなく深刻な医師不足と聞く。当初計画では基幹病院がマグネットホスピタルとなり、県外からも医師・看護師を呼び込み、確保していけるとしていたが、そのとおりはなっていないと考えるが、魚沼地域医療再編後の現状についてどのように認識しているのか、知事の所見を伺うとともに、県として、魚沼地域医療の将来ビジョンについてどう考えているのか、また、医師・看護師確保に向けてどのような改善策を考えているのか知事の所見を伺う。

知事；現状については、各病院において役割分担と医療連携が機能するよう、体制整備に努めている段階と認識している。地域に不足していた高度医療が開始され、救急の地域完結性も高まっているなど基盤づくりは着実に進んでおり、マグネットホスピタルの下地域医療の高度化を目指せるものと期待している。

福祉保健部長；魚沼地域の医師・看護職員の確保対策について、再編対象病院全体では、どちらも再編前後で増加している。新大センター・魚沼病院では、マグネットホスピタルに向け、研修医の受け入れ等、基幹型臨床研修病院に向けた準備を着実に進めており、看護職員についても、UI ターンを視野に年棒制の導入などさらなる確保策に着手したと聞いている。県としては、基幹病院を核とした機能分担や医療連携を進めるとともに、看護職員が魚沼地域でキャリアアップできる人事交流の仕組みづくりを支援し、県内外へその魅力を情報発信して参る。

おさべ；平成 30 年 4 月に、障害者の法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されるが、本県における精神障害者の求職と雇用の実態について伺う。また、国の調査によれば、企業において、精神障害者を雇用しない理由について、他の障害種別に比べ、雇用管理の理解不足などを挙げる割合が高いが、本県において精神障害者の雇用を進めるため、どのような対策をとるのか伺う。

産業労働観光部長；精神障害者の 27 年度の新規求職申込件数は 1,447 件、就職件数は 718 件と、いずれも前年度比約 19%増加している。県としては、企業における精神障害者の雇用に対する理解が深まるよう、先進企業の事例集作成や見学会を行うとともに、企業内で障害者をサポートする人材の養成や、企業へのコーディネーター派遣などを実施して参る。また、障害者就業・生活支援センターによる職場訪問など職場定着に向けた継続的の支援を行い、引き続き精神障害者の雇用促進に取り組んでまいらる。

おさべ；精神障害者の県直接の雇用の実態と今後どのように取り組んでいくのか所見を伺う。

総務管理部長；県全体では、現在 48 人の精神障害者を雇用しており、障害者全体での法定雇用率を満たしている。平成 30 年度の改正障害者雇用促進法の施行に向け、知事部局では、平成 25 年度から知的・精神障害者を対象とした職場実習を実施しているところである。今後、障害者の円滑な受け入れに向け、他県例や民間のノウハウも参考にしながら、その特性や能力に応じた業務の切り出しや障害者が働きやすい環境整備に取り組んでまいりたい。

おさべ；県はこのたび「子どもの貧困対策推進計画」を策定したが、本県の貧困の子どもたちの実態について、どのように認識しているか伺うとともに、計画を踏まえて、今後、どのように子どもの貧困対策に取り組んでいくのか、決意を含め、所見を伺う。

知事；子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境で揖斐と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してまいります。

福祉保健部長；本県の貧困の実態について、児童扶養手当の対象児童数は 27 年度末で 23,297 人、生活保護世帯における 17 歳以下の児童数は、速報値で 27 年 7 月 1 日現在 2,252 人となっている。ここ数年横ばいで児童全体に占める割合は、全国と比べて低くなっている。いずれにせよ、支援を必要とする子供に、より効果的な支援が実施されるよう引き続き、実態の把握に取り組んでいく必要があると認識している。

おさべ；「子どもの貧困対策推進計画」の計画期間 2020 年度までの 6 年間の達成目標として、県民アンケートで「子育てに対する経済的支援について配慮されている」と答える割合を 2014 年度の 34.2%から 2020 年度時点で「上昇させる」とのことであるが、極めて消極的な数値で取り組む意欲が伝わってこないが、これについて知事の所見を伺う。

知事；生活保護世帯や児童養護施設の子供の進学率など国の指標を取り入れ、総合的に取り組むことにより、達成目標をできるだけ上昇させたいと考えている。なお、現在、実態調査を進めているところであり、その結果明らかとなった課題や、有識者の意見も踏まえながら、達成目標の追加等について検討してまいりたい。

おさべ；児童養護施設の子どもは、原則として、18 歳を過ぎると自立しなくてはならないが、保護者等からの支援を受けられない場合が多く、進学や就職などに際し困難をきたす場合も多いと聞く。本県における児童養護施設退所後の進路の状況について伺うとともに、県として施設を退所した後の自立に向けた支援をどのように行っていくのか伺う。

福祉保健部長；県内の児童養護施設において、平成 25 年度からの 5 年間における 18 歳以上の退所者 49 人の進路は、就職 43 人、進学 4 人、その他 2 人となっている。施設では、入所中から、退所後を見据え、自立に向けて児童の希望や特性を踏まえた指導を行っている。また、退所後、親等による支援を受けられない場合に、住宅の確保や就職などで支障が生じないよう、施設長等が身元保証人になる際の支援などを行っているほか、生活費や家賃にかかる費用の貸付事業の実施に向けて、準備を進めているところである。

おさべ；今年 3 月、世田谷区が給付型奨学金制度を創設した。児童養護施設を退所した

子どもなどを対象とするもので、大学などの在学中に年額 36 万円の奨学金を給付するという。児童養護施設退所者をはじめ、低所得世帯の子どもであっても、希望すれば大学へ進学できることが大事であると考え。低所得世帯の子どもの教育の機会均等の観点から、大学等の給付型奨学金制度創設について、所見を伺う。

教育長；大学における奨学金は、そのほとんどが国の奨学金制度によるものであるので、まずは、国において検討すべき課題と考えており、県教委では、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望している。なお、先日、政府が閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、給付型奨学金の創設に向けて検討するとのことが明記され、文科省においてプロジェクトチームによる検討が進められているとのことである。給付型奨学金については、財源の確保など持続可能な制度となることが必要であり、今後研究してみたいと考えている。

おさべ；県教育委員会は、5月に不登校対策検討会議を立ち上げた。本県における発達障害や貧困が要因と思われる不登校児童生徒の実態について伺うとともに、具体的対策についてどのように考えているのか所見を伺う。

教育長；本県における不登校児童生徒の実態について、平成 25 年度以降、不登校数が増加に転じ、2000 人を超える状況が続いている。不登校に至る要因は、複雑、多様であり、特定は難しいものと考えているが、背景には、発達障害や貧困が関係すると思われるケースもあり、スクールソーシャルワーカーや医療・福祉等の関係機関と連携し、個々の状況に応じた対応に努めているところである。さらに、今年度立ち上げた不登校対策検討会議では、「発達障害・貧困に起因する不登校への対応」を検討の視点の一つに掲げており、今後、実態把握や支援の在り方について、検討して参りたい。

以下は、県内市長会、町村会との関係を懸念し、また、市長会等による知事への評価が必ずしも的確ではない点もあり、県議会で一方的な知事バッシングで終わることを懸念し、質問の最後に、知事への意見と共に県民に向かって、私の知事の評価を述べた抜粋を掲載します。

最後に一言申し添えたいと思います。

代表質問でも厳しい質問がございました。私は、法定計画未策定の問題や県内市長会、町村会との関係を懸念しています。とりわけ市長会・町村会との関係に心を痛めております。市長会等が提出した「12 年間に生じた問題」の指摘がすべて正しく的を得ているとは思わないし、また、指摘が市長会、町村会の総意かどうかは解らない。しかしな

がら総意である無いにかかわらず、少なくとも一定の数の首長が指摘していることは事実であり、そのことを謙虚に受け止め、また今議会代表質問等の意見にも耳を傾け、改めるべきは改め、誤解があれば丁寧に説明し、意見の違いについては真摯に議論し、意思の疎通に努めて頂きたい。要はきめ細やかなコミュニケーションを取って頂きたいということであります。

これまで泉田知事の県政を運営する視点は、県民の安全・安心、生命、財産を守ることを最大の責務とし、そのために12年間頑張ってきたものと思っている。そしてその姿勢に一点の曇りもないものであったと確信している。

知事に対する厳しい指摘については謙虚に受け止める必要があります。その一方で、実績については正しい評価がなされていないのもあると思っております。

これまでも申し上げたことがあります。中越大震災で被災し全く再建のめども立たず先行き不安に陥っている被災者に向かって「誰一人取り残さない」と何年も何年も言い続け、被災者の折れそうな気持ちを支え続けた姿は今でも脳裏に残っています。そして見事に復興を果たされました。その姿勢が水俣病問題への取り組み、福島からの避難者への気持ちに寄り添った対応に通じていると考える。また、東日本大震災の8か月前に完成し、福島原発事故の拡大を防いだ免震重要棟は正に泉田知事でなければ実現できなかったものであります。また県技術委員会による東電が隠し続けたメルトダウンの認識時期の公表、北陸新幹線の負担金問題なども、正に評価されるべきものであり、特に、県民の安全・安心、生命等に関わる問題については最上位に評価されるべきであると考えます。

しかし、このように一貫して貫く泉田知事だからこそ、やり得たことの半面、逆に国等との軋みが生じざるを得なかったと考える。

例えば、「12年間に生じた問題」で述べられている「国や他の機関に対する知事の行き過ぎた言動や対応」について「何をもって行き過ぎた言動というべきかは簡単に決められない問題であり、大所高所からの高度な判断が求められる問題」でもある。国に対していうべきことは言った後、国の機嫌を損ねないよう妥協すべき課題もあろうが、特に県民の生命、安全・安心等決して妥協できないものもあると考えられ、一概に行き過ぎた言動とは言えないものがあることは理解しなければならないのではないかと。

また、「知事自身の意見により事業等に遅れ等の問題」の指摘の中に、「広域避難計画、上水道の汚泥処分、震災がれきの処理」などがありますが、これについては放射能に対する危険性の認識の違いから、国に従う市町村の姿勢に問題があると考えざるを得ない場合、科学的な視点も踏まえて、県民の安全・安心を守る立場で県知事としての信念を貫くことは認められるべきことであると考えます。

しかし、以上を踏まえつつも、やはり、コミュニケーションの欠如は否めません。県政のさらなる発展のために市町村長との連携、意思の疎通は絶対に欠かすことはできません。そして、市町村と一体になってこそ、強い信念に裏付けられた知事の目指すべき

目標に向かったの県政運営が実現できるものとする。是非とも知事が音頭を取って虚心坦懐に、そのための信頼関係の構築に全力を尽くしていただくことを強く要望したい。

政治家に身を投じて12年、泉田知事には、市町村長は勿論、県職員をはじめ、県民との絆、信頼を深め、さらに大きな政治家になって、県民の幸せ、県政の発展のため尽力されることを期待し質問を終わります。